鶏卵生産者経営安定 対策事業(安定対策 事業)電子申請サー ビス 基本操作編

改版履歴

日付	版数	改版理由	変更箇所
2023/4	1.0	初版発行	_

目次

1.	豊林水産省共通申請サービス(eMAFF∶イーマフ)について	. 1
1. 1.	eMAFF とは	. 1
1. 2.	本書について	. 1
1. 3.	eMAFF の動作環境・稼働時間	. 2
1. 4.	ご利用上の注意事項	. 3
2.	電子申請について	. 4
2. 1.	申請の流れ	. 4
2. 2.	鶏卵生産者経営安定対策事業で電子申請可能な手続	. 6
2. 3.	gBizID の種類の確認	11
2. 4.	農場が複数に分類化されている場合	15
3. e	MAFF へのログイン・ログアウト	16
3. 1.	eMAFF への初回ログイン	16
3. 2.	eMAFF への 2 回目以降のログイン	22
3. 3.	gBizID のパスワードを忘れた場合	27
3. 4.	ログアウト	30
3. 5.	自動ログアウト	31
4. E	申請手続き基本操作	32
4. 1.	手続を探す	32
4. 2.	申請を提出する	34
4. 3.	申請を一時保存する・再開する	38
4. 4.	申請をお気に入りに設定する・申請する	41
4. 5.	過去に申請した申請情報を利用する	43
4. 6.	申請を取り下げる	45
4. 7.	申請情報の削除	49
4. 8.	審査状況を確認する	51
5. F	申請情報の出力	53
5. 1.	PDF 形式(帳票)での出力	53
5. 2.	ポップアップブロックを許可する	59
5. 3.	申請データの印刷	61
6. j	通知を受け取る	64
6. 1.	通知の種類	64
6. 2.	通知の確認手順	65
6.3	修正通知の操作手順	67

1. 農林水産省共通申請サービス(eMAFF:イーマフ)について

1.1. eMAFF とは

eMAFFとは、農林水産省が所管する申請等をオンライン上で行うためのシステムです。日本養鶏協会の鶏卵生産者経営安定対策事業(安定対策事業)電子申請サービスも eMAFF を利用しています。

1.2. 本書について

本書は、「鶏卵生産者経営安定対策事業(安定対策事業)電子申請サービス 基本操作編」として、eMAFF操作マニュアルから基本的な操作部分を抜粋し、 鶏卵生産者経営安定対策事業用に文言を修正したものになります。また、本書 にて使用している画像が実際の操作画面と異なる場合がございます。

抜粋元の eMAFF 操作マニュアルを参照されたい方は、以下の URL から「申請者向け操作マニュアル」を入手してください。(複数パートに分かれてダウンロードするようになっております。ご注意ください。)

URL: https://e.maff.go.jp/Manual

1.3. eMAFF の動作環境・稼働時間

eMAFF を利用するための動作環境及び稼働時間について記載します。 eMAFF は、以下の環境で動作を保証しています。

OS	OS のバージョン	ブラウザ
Windows	10、11	Microsoft Edge (最新版)
		Google Chrome (最新版)
		Mozilla Firefox (最新版)
macOS	バージョン 11.3 以上	Apple Safari(最新版)
		Google Chrome (最新版)
		Mozilla Firefox (最新版)
Android	バージョン 7.1 以上	Google Chrome (最新版)
i OS	バージョン 14.1 以上	Apple Safari (最新版)

- ✓ Windows 10、11 以外はサポート対象外です。
- ✓ Microsoft Internet Explorer (IE) では一部の操作に問題が発生する場合があるため、使用できません。
- ✓ Microsoft Edge は以下のアイコンのみサポート対象となります。



eMAFF は、システムメンテナンスの時間帯を除き、原則として 24 時間 365 日利用することができます。なお、システムメンテナンスの実施予定は、eMAFFのホーム画面で確認してください。

1.4.ご利用上の注意事項

(1) メール受信時の注意事項

利用されている電子メールの迷惑メール設定や受信拒否設定等により、 eMAFF から通知される各種通知のメールが届かない場合があります。この場合 は、迷惑メールフォルダや削除フォルダ等にメールが自動で振り分けられてい ないか確認してください。

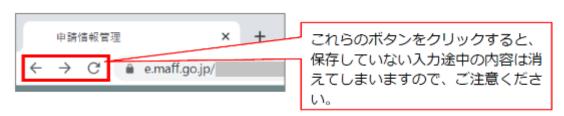
また、eMAFF から通知されるメール(e@maff.go.jp のアドレスのメール)が 迷惑メールに判定されたり受信拒否されたりしないように、事前に設定をして ください。なお、設定方法等については、利用されている電子メールのサービ スを提供している事業者等にお問合せください。

(2) ブラウザ操作時の注意事項

申請内容の入力途中に、ブラウザの「戻る」ボタンや「再読み込み」ボタンをクリックすると、それまで入力した内容が消えてしまいますので、ご注意ください。他の画面に移動する場合は、必ず、「一時保存」ボタンをクリックして、入力途中の情報を保存してください。

「一時保存」ボタンの詳しい操作方法は、「4.3. 申請を一時保存する・再開する」を参照してください。

【ブラウザ (Google Chrome) のボタン】



(3) ファイルダウンロード時の注意事項

ブラウザのポップアップブロックの機能により、ファイルのダウンロードが ブロックされる場合がありますので、ブロック解除してください。「6.2. ポッ プアップブロックを許可する」を参照してください。

2. 電子申請について

申請者は、鶏卵生産者経営安定対策事業の申請手続を、eMAFFを活用して電子申請することができます。eMAFFでは、各種申請手続の申請内容の入力、審査組織(日本養鶏協会)への提出、申請完了確認まで実施できます。

2.1. 申請の流れ

基本的な申請の流れの概要を以下に示します。

代行納付の場合の申請の流れは、別冊の「鶏卵生産者経営安定対策事業(安定対策事業)電子申請サービス 代行納付編」、業務委託の場合の申請の流れは、別冊の「鶏卵生産者経営安定対策事業(安定対策事業)電子申請サービス業務委託編」を参照してください。

具体的な申請操作内容に関しては「2.2. 鶏卵生産者経営安定対策事業で電子申請可能な手続き」を参照し、別冊の該当する手続きの操作マニュアルを参照してください。

事前準備

- ・gBizIDプライムまたはメンバーの登録
- ·gBizIDの種類の確認は「2.3.gBizIDの種類の確認」を参照

ログイン

- ・初回ログインは「3.1.eMAFFへの初回ログイン」を参照
- ・2回目以降のログインは「3.2.eMAFFへの2回目以降のログイン」を参照

申請代行

・申請代行を利用する生産者・申請代行者は、別冊の「鶏卵生産者経営安 定対策事業(安定対策事業)電子申請サービス 申請代行編」を実施

申請

・別冊の各申請手続操作マニュアルを参照

申請完了

・申請完了通知を受け取り、申請完了

鶏卵生産者経営安定対策事業の電子申請を行うためには、gBizID プライムもしくはメンバーで eMAFF にログインする必要があります。

- ✓ gBizID を登録したが gBizID の種類が分からないという方は、「2.3. gBizID の種類の確認」を参照し、確認してください。
- ✓ まだ gBizID を登録されていない方は、「G ビズ ID 簡単登録マニュアル」(1 月末送付)を参照し、gBizID を登録してください。

2.2. 鶏卵生産者経営安定対策事業で電子申請可能な手続

鶏卵生産者経営安定対策事業で電子申請可能な手続きは以下になります。各申請手続きの操作マニュアルは、以下の表の「操作マニュアル資料名」列ごとに作成しています。

No	操作マニュアル資料名	手続名	様式番号	文書名	eMAFF 上での
					提出方法
1	鶏卵生産者経営安定対	本書になります。	本書になります。		
	策事業(安定対策事	eMAFF における基	基本的な操作(ロク	「イン・ログアウト・申請手続き基本操作・申請情	情報の出力・通
	業)電子申請サービス	知)について記	載しています。		
	基本操作編				
2	鶏卵生産者経営安定対	鶏卵価格差補	別紙様式第1号	鶏卵価格差補てん等基本契約書	画面入力
	策事業(安定対策事	てん等契約	別紙様式第2号	鶏卵価格差補てん等年次契約書(年度)	画面入力
	業)電子申請サービス		別紙様式第3号	環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シ	画面入力
	契約時申請編			− ⊦	
				令和〇年度鶏卵生産者経営安定対策事業に係	画面入力
				る確認書	
			細則様式 1	農場別契約数量内訳表	画面入力
				配合飼料価格安定制度加入に関する申告書	ファイル添付

No	操作マニュアル資料名	手続名	様式番号	文書名	eMAFF 上での
					提出方法
3	鶏卵生産者経営安定対	販売実績報告	別紙様式第4号	令和 年 月分鶏卵販売実績報告(及び鶏卵価	画面入力
	策事業(安定対策事	*		格差補てん交付金請求)書	
	業)電子申請サービス		細則様式-9	鶏卵販売実績報告書 (月分)	ファイル添付
	販売実績報告編				一部画面入力
4	鶏卵生産者経営安定対	(細則様式一	細則様式-5	令和 年度年次契約対象数量変更覚書(天災	画面入力
	策事業(安定対策事	5)		等)	
	業)電子申請サービス	年次契約対象			
	年次契約対象数量変更	数量変更申請			
	申請編				
5	鶏卵生産者経営安定対	成鶏更新・空	別紙様式第5号	令和 年度成鶏更新・空舎延長事業参加(兼	画面入力
	策事業(安定対策事	舎延長事業		奨励金交付)申請書	
	業)電子申請サービス	(参加申請)	別紙 1	成鶏更新・空舎計画書兼実績	ファイル添付
	成鶏更新・空舎延長編	*	別紙様式第7号	食鳥検査成績報告書	ファイル添付
			別紙様式第8号	食鳥処理証明(明細)書	ファイル添付
		成鶏更新・空	別紙様式第6号	令和 年度成鶏更新・空舎延長事業実施状況	画面入力
		舎延長事業		報告書	
		(実施状況報	別紙 1	成鶏更新・空舎計画書兼実績	ファイル添付
		告)			

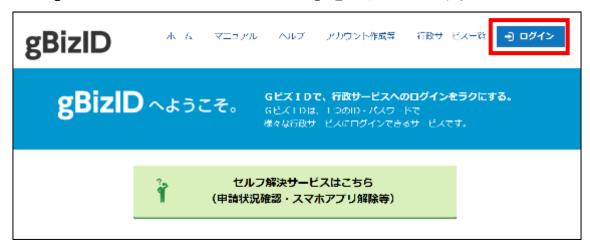
No	操作マニュアル資料名	手続名	様式番号	文書名	eMAFF 上での
					提出方法
6	鶏卵生産者経営安定対	(細則様式-	細則様式-2	振込先銀行口座届出票【変更・新規】	画面入力
	策事業(安定対策事	2)			ファイル添付
	業)電子申請サービス	振込口座登録			項目有
	各種届出申請編	(変更)申請			
		(細則様式一	細則様式-3	廃業による契約解除申請書	画面入力
		3,4,5)廃業	細則様式-4	廃業証明書	ファイル添付
		による契約解			一部画面入力
		除申請	細則様式-5、	令和 年度年次契約対象数量変更覚書、別表	画面入力
			別表		
		(細則様式一	細則様式-6	契約解除申請書	画面入力
		6)			
		契約解除申請			
		(廃業を除く)			
		(細則様式一	細則様式-8	過納した負担金の返戻請求	画面入力
		8)			
		過納した負担			
		金の返戻請求			
		(細則様式一	細則様式-10	令和 年 月分鶏卵販売実績報告(及び鶏卵価	画面入力
		10)販売実績		格差補てん交付金交付請求)書の修正について	ファイル添付
		報告の修正			項目有

No	操作マニュアル資料名	手続名	様式番号	文書名	eMAFF 上での
					提出方法
6	鶏卵生産者経営安定対	(細則様式一	細則様式-11	経営譲渡報告書	画面入力
	策事業(安定対策事	11)経営譲渡			ファイル添付
	業)電子申請サービス	報告書			項目有
	各種届出申請編	(細則様式一	細則様式-12	名義人変更届	画面入力
		12)名義人変			ファイル添付
		更届			項目有
		(細則様式一	細則様式-13	積立金及び協力金の納付期限猶予申立書	画面入力
		13)積立金及			
		び協力金納付			
		期限猶予申立			
7	鶏卵生産者経営安定対	生産者と申請代行者(農協、親会社又は飼料会社等)が申請代行を行う際に eMAFF 上で行う操作			
	策事業(安定対策事	について記載しています。			
	業)電子申請サービス	申請代行者(農協、親会社又は飼料会社等)が申請手続を行う際は各申請手続の操作マニュアル			
	申請代行編	を参照してくだ	さい。		
8	鶏卵生産者経営安定対	代行納付希望		生産者積立金等の代行納付希望届申請(代行	画面入力
	策事業(安定対策事	届申請(代行納		納付を希望する生産者向け)	ファイル添付
	業)電子申請サービス	付を希望する			項目有
	代行納付編	生産者向け)			
		代行納付取扱		代行納付取扱申請書(代行納付者向け)	画面入力
		申請(代行納付			ファイル添付
		者向け)			項目有

No	操作マニュアル資料名	手続名	様式番号	文書名	eMAFF 上での
					提出方法
9	鶏卵生産者経営安定対	業務委託承諾	別紙様式第1号	業務委託承諾書	ファイル添付
	策事業(安定対策事	業務委託承諾	別紙様式第2号	業務委託承諾変更書	ファイル添付
	業)電子申請サービス	変更			
	業務委託編	業務委託中止	別紙様式第3号	委託業務中止(廃止)申請書	ファイル添付
		(廃止)申請			
		業務委託実績	別紙様式第4号	委託業務実績報告書	ファイル添付
		報 告			
		業務再委託申	別紙様式第5号	業務再委託申請書	ファイル添付
		請書			
		委託業務辞退	_	委託業務辞退届	ファイル添付
		届			
		事務取扱誓約	_	委託事務の取扱いについて(委託先用)	ファイル添付
		書提出(委託先			
		用)			
		情報取扱誓約	_	情報の取扱いについて(再委託先用)	ファイル添付
		書提出(再委託			
		先用)			

2.3. gBizID の種類の確認

- ✓ gBizID の種類がわからない方は、以下の手順を実施してください。
- 1. gBizID のログインページを開きます。 URL: https://gbiz-id.go.jp
- 2. gBizID のトップページの「ログイン」をクリックします。



3. gBizID のログイン画面が表示されます。発行した gBizID (メールアドレス) とパスワードでログインします。



4. 「アカウント ID」に gBiz ID (登録したメールアドレス) を入力します。

アカウントID / Account	
ID	
(メールアドレス /	
Email)	

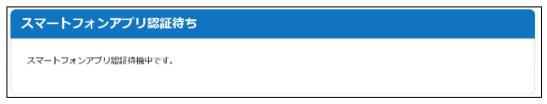
5. 「パスワード」に gBizID のパスワードを入力します。

J°7 □ - K / Paccword	
パスワード / Password	
	,

6. 「アカウント ID」と「パスワード」を入力した状態で、「ログイン」を クリックします。

gBizID			
⑤ ログイン /	/ Login		
	アカウントID / Account ID (メールアドレス / Email)	xxx@xxxxx	
	パスワード / Password		
	○ バスワードを忘	ログイン / Login わた方はこちら / Forgot password? 方はこちら / Don't have an account? Sign up.	

7. アプリ認証の場合、「スマートフォンアプリ認証待ち」画面が表示されます。G ビズ ID アプリを起動し認証します。



- ✓ ワンタイムパスワード認証の場合は、手順8を実施します。
- ✓ 認証後は手順9に進んでください。
- 8. ワンタイムパスワード認証の場合、「ワンタイムパスワード入力画面」が表示されます。「ワンタイムパスワード」項目に、登録した SMS 番号に送付されたワンタイムパスワードを入力し、「OK」をクリックします。



9. 「マイページ」画面が表示されます。「アカウント種別」の項目が gBizID の種類となります。



- ✓ 「マイページ」画面が表示されていない場合は、「マイページ TOP」 をクリックし「マイページ」画面を表示してください。
- ✓ 「アカウント種別」に「gBizID プライム」または「gBizID メンバー」と表示されている方は、電子申請を利用できます。法人もしくは個人事業主で「gBizID エントリー」と表示されている方は、電子申請を利用できないため gBizID プライム・gBizID メンバーに変更する必要があります。「G ビズ ID 簡単登録マニュアル」(1 月末送付)を参照し、gBizID プライム・gBizID メンバーに変更してください。(法人格を持たない団体は除く)

2.4. 農場が複数に分類化されている場合

農場を複数所有されている生産者で、複数農場分アカウントを取得する必要がある場合(各農場ごとに電子申請を申請する場合)、複数農場分メールアドレスをご用意していただく必要があります。

ただ、eMAFFには申請代行機能があり、一度各農場が親会社に申請を委任すれば親会社が申請を行うことが可能になります。その際、申請は各農場のアカウント名意義で申請されます。

申請代行に関しては、別冊の「鶏卵生産者経営安定対策事業(安定対策事業)電子申請サービス 申請代行編」を参照してください。

複数農場分のアカウントの管理はご面倒かとは思いますが、以上を踏まえ、 ご検討いただければと思います。 3. eMAFF へのログイン・ログアウト

eMAFF へのログイン方法を記載しています。eMAFF へ初めてログインする際は「3.1 eMAFF への初回ログイン」を参照し、2回目以降ログインする際は「3.2. eMAFF への2回目以降のログイン」を参照してください。

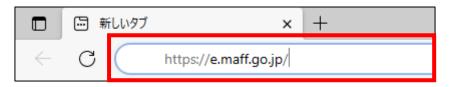
3.1. eMAFF への初回ログイン

eMAFF への初回ログイン方法を記載しています。

「Microsoft Edge」や「Google Chrome」を開き、画面上部のアドレスバーに以下の URL を入力し、Enter キーを押します。

URL : https://e.maff.go.jp/

画面は「Microsoft Edge」で開いた場合です。



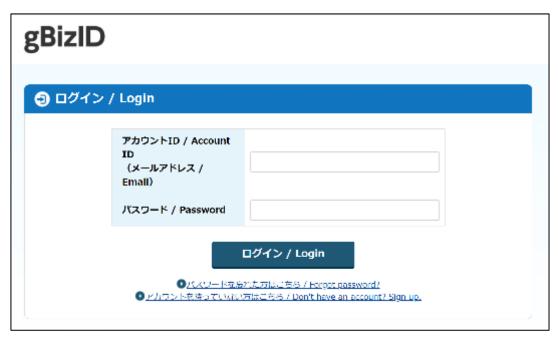
2. 「eMAFF ID でログイン」をクリックします。



3. 「gBizID でログイン」をクリックします。



4. gBizID のログイン画面が表示されます。発行した gBizID (メールアドレス) とパスワードで、eMAFF にログインします。



5. 「アカウント ID」に gBizID (登録したメールアドレス) を入力します。

アカウントID / Account	
ID	
(メールアドレス /	
Email)	

6. 「パスワード」に gBizID のパスワードを入力します。

パスワード / Password	

7. 「アカウント ID」と「パスワード」を入力した状態で、「ログイン」を クリックします。



- ✓ 「ログイン」ボタンをクリックしたときに「ユーザ名とパスワードを確認してください」というメッセージが表示された場合は、「ユーザ名」又は「パスワード」が誤っている可能性がありますので、確認後再入力してください。
- ✓ パスワードを忘れた場合、「3.3. gBizID のパスワードを忘れた場合」をご確認のうえ、パスワードリセットを行ってください。
- ▼ 間違ったパスワードを 10 回連続で入力すると、パスワードロックが かかり、ログインできなくなります。この場合も、「3.3. gBizID のパ スワードを忘れた場合」をご確認のうえ、パスワードリセットを行っ てください。
- ✓ パスワードの有効期間(90 日間)を過ぎると、パスワードの変更を 求められますので、画面の表示に従って、新しいパスワードを入力し 変更してください。なお、過去3回前までに使用したパスワードに変 更することはできません。
- ▼ 初回ログインを行うと、共通申請サービスから「【農林水産省共通申請サービス】農林水産省共通申請サービスへようこそ」というメールが届きます。こちらのメールはシステムから自動送信されるメールであり、特段操作は不要です。

8. 「コードの入力」画面が表示されます。gBizIDに登録したメールアドレスに届いたコードを入力し、「続ける」をクリックします。



9. 初回ログイン時は利用規約への同意が求められます。 内容を確認の上「同意する」にチェックを入れ、「次へ」をクリックします。



- 受信したい通知メールの種類の設定、「申請代行」、及び「グループ申 請」の利用設定を行います。設定内容を確認し「次へ」をクリックしま す。
 - 以下の画面は初回ログイン時にのみ表示されますが、設定内容はマ イページで変更することが可能です。

eMAFF からのお知らせ情報のメ ール(農林水産省における新た な政策や申請者に役立つ情報 のメール配信を検討中)を受信 する場合は有効にします。



産営体プロフィール設定

農林水産省共通申請サービスからの各種通知について

重要なお知らせメールを受信する 🗸

申請に係るメールを受信する

ニュースレターを受信する

申請代行者の機能を利用する 有効にした場合、他の利用者にあなたの法人名/屋号、代

表者名、市町村名まで、及び、確認済み公的資格(行政書 士等) が公開されます。

グループ申請の参加依頼を許可する



有効にした場合、他の利用者にあなたの法人名/屋号、 表者名、市町村名までが公開されます。

審査機関に伝える情報について

共通申請サービスには、あなたが申請を行う際、あなたの 経営体に関する情報を事前に審査機関へ伝える機能があり

以下のAを選択していただくと、審査に必要な情報を求め られる頻度が減ったり、審査に要する期間が短くなる可能 性があります。

A:本画面の全ての情報を審査機関に伝える。

※具体的には下記となります。

経営体情報、本人確認履歴、プロフィール設定、構成 員情報、申請履歴の概要、農業経営改善計画の認定状 況、経営安定対策等情報、農地情報など

B:本画面の情報のうち、以下の情報のみ審査機関に伝

※こちらを選択した場合、個々の申請の度に審査機関か ら審査に必要な情報の提出を追加的に求められる可能性 が高くなります。

※具体的には下記となります。

経営体情報、本人確認履歴、プロフィール設定

申請代行者が申請者からの申請代 行依頼を受け付ける場合に設定を 有効にします。

承認等の審査に関する通知メール

を受信する場合は有効にします。

代理申請を依頼する申請者(生産 者) は設定しないでください。

鶏卵生産者経営安定対策事業(安 定対策事業)電子申請サービスで は使用しません。

- 11. eMAFF のホーム画面が表示されたら、初回ログイン時の設定は完了です。ログイン操作を行うと「【eMAFF ID】ログイン通知」というメールが届きます。ログイン試行があったという通知のため特段操作は不要です。
 - ✓ 「【eMAFF ID】ログイン通知」はログイン成功/失敗に関わらず、ログイン操作を行った際に毎回送信されます。



✓ 次回以降は以下の URL からログインしてください。URL はブックマーク(お気に入り登録)しておくことを推奨します。

URL : https://e.maff.go.jp/

3.2. eMAFF への2回目以降のログイン

eMAFFへの2回目以降のログイン方法を記載しています。

1. 「Microsoft Edge」や「Google Chrome」を開き、画面上部のアドレスバーに以下の URL を入力し、Enter キーを押します。

URL : https://e.maff.go.jp/

画面はMicrosoft Edge で開いた場合です。



2. 「eMAFF ID でログイン」をクリックします。



3. 「gBizID でログイン」をクリックします。



4. gBizID のログイン画面が表示されます。発行した gBizID (メールアドレス) とパスワードで、eMAFF にログインします。



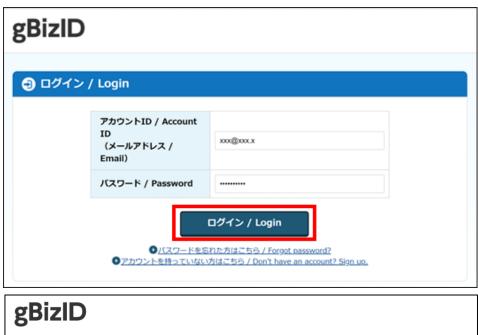
5. 「アカウント ID」に gBizID (登録したメールアドレス) を入力します。

アカウントID / Account	
ID	
(メールアドレス /	
Email)	

6. 「パスワード」に gBizID のパスワードを入力します。

パスワード / Password	
------------------	--

7. 「アカウント ID」と「パスワード」を入力した状態で、「ログイン」を クリックします。



gBizID		
⑤ ログイン /	/ Login	
	A アカウントIDまたはパスワードが正しくありません。 / The account ID or password is incorrect.	
	アカウントID / Account	

- ✓ 「 アカウント ID」又は「パスワード」が間違っている場合は、「アカウント ID またはパスワードが正しくありません。」というメッセージが表示されます。その場合、正しい「アカウント ID」又は「パスワード」を再度ご入力ください。
- ✓ パスワードを忘れた場合、「3.3. gBizIDのパスワードを忘れた場合」をご確認のうえ、パスワードリセットを行ってください。
- ▼ 間違ったパスワードを 10 回連続で入力すると、パスワードロックが かかり、ログインできなくなります。この場合も、「3.3. gBizID のパ スワードを忘れた場合」をご確認のうえ、パスワードリセットを行っ てください。
- ✓ パスワードの有効期間(90 日間)を過ぎると、パスワードの変更を 求められますので、画面の表示に従って、新しいパスワードを入力し 変更してください。なお、過去3回前までに使用したパスワードに変 更することはできません。

- 8. メールアドレスとパスワードによる認証が完了すると、メール認証方式 でのログインを行います。
- 9. メールアドレスとパスワードによる認証が完了すると、登録したメール アドレス宛に確認コードが送信されます。送信された確認コードを入力 し、「続ける」をクリックしてください。

【eMAFF ID】確認コード通知





10. eMAFF へのログインが完了すると、eMAFF のホーム画面が表示されます。



ログイン操作を行うと「【eMAFF ID】ログイン通知」というメールが届きます。ログイン試行があったという通知のため特段操作は不要です。

✓ 「【eMAFF ID】ログイン通知」はログイン成功/失敗に関わらず、ログイン操作を行った際に毎回送信されます。

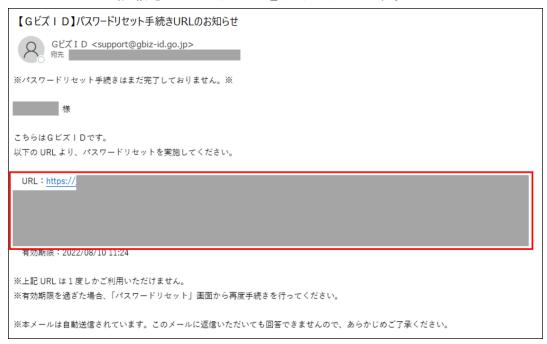
- 3.3. gBizID のパスワードを忘れた場合 gBizID のパスワードを忘れた場合の手順を記載しています。
- 1. 「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックし、パスワードリセット 画面を表示します。



2. 「アカウント ID (メールアドレス)」を入力し「OK」ボタンをクリックします。



- 3. 手順2で入力したメールアドレス宛に、パスワードをリセットするためのメールが届きます。メールが届かない場合は、手順2で入力したメールアドレスが正しいか再度確認してください。
- 4. メールに記載されている URL をクリックします。



5. 「パスワード再設定」画面が表示されます。新しいパスワードを設定し「OK」ボタンをクリックします。



6. 「パスワード再設定 完了」画面が表示されます。 「アカウント ID」に gBizID(登録したメールアドレス)を入力し、「ロ グインへ」をクリックします。



7. 続いて、手順5で設定した新しいパスワードでログインを行います。以降の手順は、遷移元のページを参照してください。

3.4. ログアウト

ログアウトする手順を記載しています。

1. eMAFF 画面右上の「▼」をクリックし、表示された選択肢から「ログアウト」をクリックします。



2. ログアウトに成功すると、共通申請サービスのログイン前画面に戻ります。



3.5. 自動ログアウト

共通申請サービスの画面を操作しない状態が 2 時間以上続くと、セキュリティ確保のため自動的にログアウトされます。この時、入力途中の申請内容等は保存されませんので、入力を中断する場合は、データを一時保存するようにしてください。一時保存の手順は「4.3.申請を一時保存する・再開する」をご参照ください。

なお、下記メッセージが表示された場合は、「続けて使用する」ボタンをクリックすると、自動ログアウトされずに引き続き使用することができます。メッセージ表示後30秒経過すると自動的にログアウトされます。

作業を続行しますか?

セキュリティ上の理由により、長い間操作が行われていない場合はセッションが一時停止されます。30 秒以内に [続けて使用する] をクリックしないと、ログアウトされます。

ログアウト

続けて使用する

4. 申請手続き基本操作

各種申請手続き操作時に共通する操作を記載しています。具体的な手続き内容に関しては「2.2 鶏卵生産者経営安定対策事業で電子申請可能な手続き」を参照し、別冊の該当する手続きの操作マニュアルを参照してください。

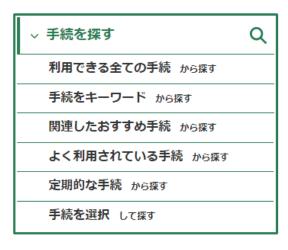
4.1. 手続を探す

申請を作成するためには、ホーム画面又はメニューの「手続を探す」又は「手続を進める」から適切な手続の検索方法を選択してください。 以下から、ホーム画面を例にとり説明します。

1. ホーム画面の「手続を探す」又は「手続を進める」をクリックします。



2. 以下の画面が表示されるため、検索方法を選択しクリックしてください。





各項目の説明は以下になります。

項目		説明
手続きを探す	利用できる全ての	制度・手続名の一部から探す場合に利用しま
	手続から探す	す。
	手続をキーワード	業種、申請種別、対象者、対象品目から探す場
	から探す	合に利用します。
手続を探す	関連したおすすめ	事前に登録した興味がある手続のキーワードに
	の手続から探す	関連する手続から探す場合に利用します。
	よく利用されてい	手続の申請をランキングから探す場合に利用し
	る手続から探す	ます。
	定期的な手続から	過去に利用したことがある手続から探す場合に
	探す	利用します。
	手続を選択して探	業種、法令名、制度名、手続名、申請年度から
	す	探す場合に利用します。
手続を進める	申請履歴・一時保	過去の申請内容をコピーして申請を作成する場
	存の手続から進め	合、一時保存した申請の入力を再開する場合に
	る	利
		用します。
	お気に入りの手続	事前にお気に入りに登録した手続から探す場合
	から進める	に利用します。
	一括登録から進め	同じ手続に対し、複数の申請情報を入力した
	る	CSV
		ファイルがある場合に利用します。

4.2. 申請を提出する

基本的な電子申請の作成・提出手順を記載します。同じ内容を各申請手続用の操作マニュアルにも記載しています。

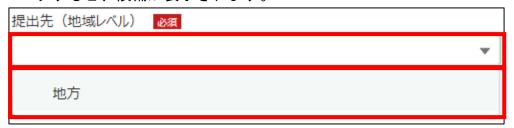
1. 「基本情報」を入力します。



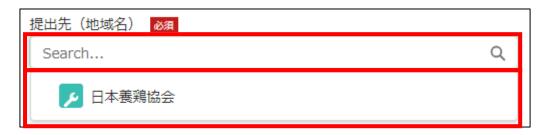
- 2. 「申請年月日」に申請を提出する日付を入力します。右端の「^m」をクリックするとカレンダーが表示されます。
 - ✓ 未来の日付は入力できません。申請当日を入力してください。



3. 「提出先(地域レベル)」から、「地方」を選択します。入力欄をクリックすると、候補が表示されます。



4. 「提出先(地域名)」から、「日本養鶏協会」を選択します。入力欄をクリックすると、候補が表示されます。



以降の各入力項目については、各申請手続き用の操作マニュアルを参照してください。具体的な手続き内容に関しては「2.2 鶏卵生産者経営安定対策事業で電子申請可能な手続き」を参照し、別冊の該当する手続きの操作マニュアルを参照してください。

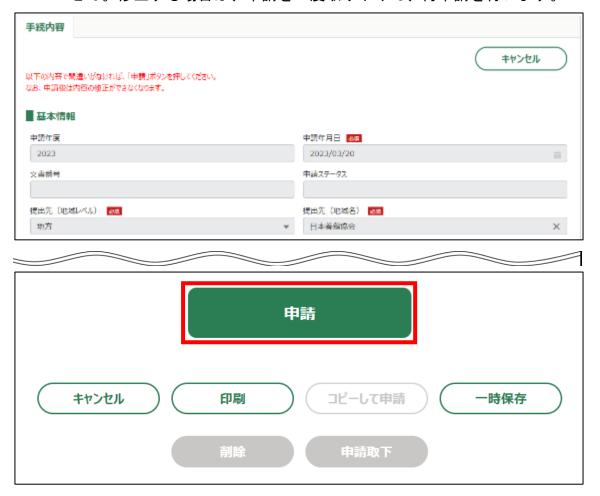
5. 入力が完了したら、画面下部の「申請」ボタンをクリックします。直ちに申請しない場合は、一時保存をすることが可能です。一時保存については、「4.3 申請を一時保存する・再開する」を参照してください。



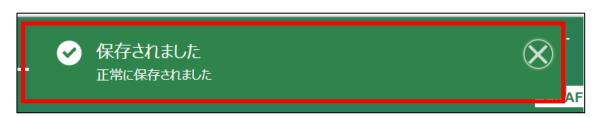
6. 確認画面が表示されます。入力内容を確認し、問題がなければ再度「申請」ボタンをクリックします。

申請内容を修正する場合は「キャンセル」ボタンをクリックします。

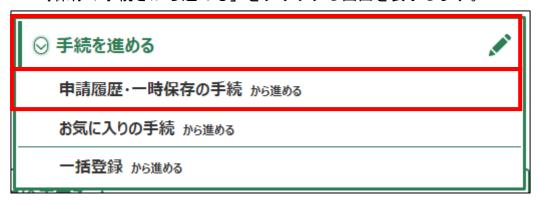
- ▼ 「申請」ボタンをクリックした後に修正が必要になった場合は、申 請を取り下げて再申請する必要があります。取下については、「4.6.申 請を取り下げる」を参照してください。
- ▼ 申請に添付した PDF 等のファイルも、申請後に修正することができません。修正する場合は、申請を一度取り下げて、再申請を行います。



7. 画面上部に「正常に保存されました」と表示されます。



8. ホーム画面上部の「手続を進める」ボタンをクリックし、「申請履歴・一時保存の手続きから進める」をクリックし画面を表示します。



申請直後のステータスは「養鶏協会受付受付待ち」となります。



申請の結果、日本養鶏協会からのお問合せ、修正確認依頼及び差戻、また日本養鶏協会によって申請内容が修正された場合、メール及び共通申請サービスのホーム画面にある「通知」欄に表示されます。「6. 通知を受け取る」を参照してください。

4.3. 申請を一時保存する・再開する

入力した内容を共通申請サービスに一時保存する手順を記載します。

入力を一時中断するときや、パソコンの不具合などによる入力内容の消失を 防ぐため、申請内容の入力途中でも一時保存してください。

申請を一時保存する場合は「(1) 申請を一時保存する」を参照してください。一時保存した申請から開始する場合は、次ページ「(2) 一時保存した申請から開始する」を参照してください。

(1) 申請を一時保存する

1. 入力した申請内容を一時保存する場合は、「手続の詳細」画面下部の「一時保存」ボタンをクリックします。



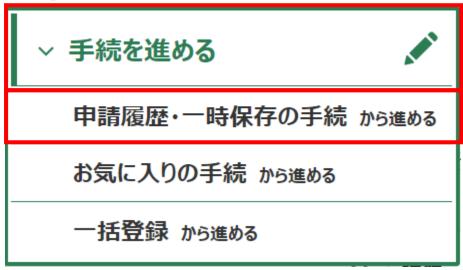
2. 正常に一時保存されると、画面上部に「一時保存されました」と表示されます。



3. 入力を中断する場合は、「キャンセル」ボタンをクリックして、「手続の詳細」画面を閉じます。また、このまま申請内容の入力を継続することもできます。



- (2) 一時保存した申請から開始する
- 1. 一時保存からの再開する場合は、ホーム画面上部の「手続を進める」を クリックし、表示された一覧から「申請履歴・一時保存の手続から進め る」をクリックします。



2. 「申請履歴・一時保存の手続」画面から、一時保存した申請の「編集」 列のボタンをクリックします。



3. 一時保存した状態の「手続の詳細」画面が表示されます。一時保存した状態から入力を開始してください。



4.4. 申請をお気に入りに設定する・申請する

申請手続をお気に入りに設定する手順、及びお気に入り一覧から申請を作成 する手順を記載します。定期的に申請をする手続などをお気に入りに入れるこ とで、探す手間を省略できます。

申請をお気に入りに設定する場合は、「(1)申請をお気に入りに設定する」を 参照してください。お気に入りに設定した申請一覧から申請を開始する場合は、 次ページ「(2) お気に入りに設定した申請一覧から申請を開始する」を参照して ください。

- 申請をお気に入りに設定する (1)
- 申請手続を検索します。「4.1.手続を探す」を参照し、お気に入りに登録 したい申請手続を検索します。また具体的な申請手続名は、「2.2.鶏卵生産 者経営安定対策事業で電子申請可能な手続」を参照してください。
- 検索結果のうちお気に入りに登録したい手続の「ハートマーク」をクリッ 2. クします。

以下の画面は、手続きを利用できる全ての手続から探した場合になります。



3. 画面上部に「お気に入りに入れました」と表示され、「ハートマーク」が ピンク色に変更されます。

2023

2023/06/01 2024/03/31



10 w

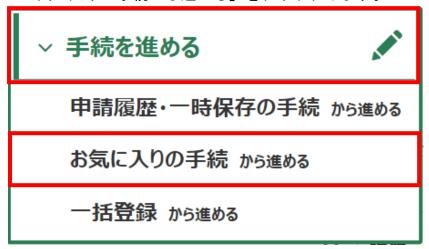
新规

B

再度「ハートマーク」をクリックすることで、お気に入りから外すことができます。



- (2) お気に入りに設定した申請一覧から申請を開始する
- 1. ホーム画面上部の「手続を進める」をクリックし、表示された一覧から「お 気に入りの手続から進める」をクリックします。



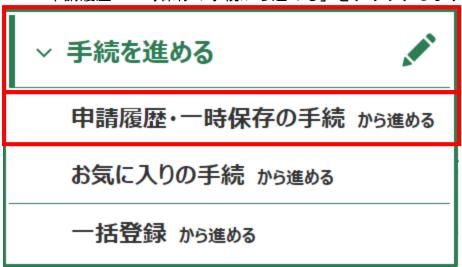
2. 「お気に入りの手続から進める」画面が表示されます。一覧に表示されている手続から申請したい手続の「新規」列のボタンをクリックします。



3. 手続の詳細画面が表示されます。具体的な手続き内容に関しては「2.2 鶏 卵生産者経営安定対策事業で電子申請可能な手続き」を参照し、別冊の該当 する手続きの操作マニュアルを参照してください。 4.5. 過去に申請した申請情報を利用する

過去に申請した申請情報を利用して申請を行う手順を記載します。

1. ホーム画面上部の「手続を進める」をクリックし、表示された一覧から 「申請履歴・一時保存の手続から進める」をクリックします。



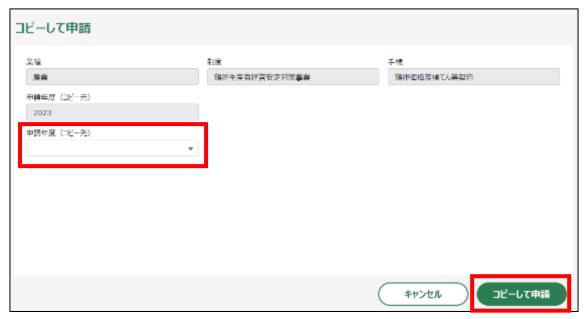
2. 「申請履歴・一時保存の手続から進める」画面が表示されます。利用したい申請手続の「編集」列のボタンをクリックします。



3. 「手続の詳細」画面下部の、「コピーして申請」ボタンをクリックします。



4. 「コピーして申請」画面が表示されます。「申請年度(コピー先)」欄で申請年度を選択し、「コピーして申請」ボタンをクリックします。



5. 「手続の詳細」画面が表示されます。

具体的な手続き内容に関しては「2.2 鶏卵生産者経営安定対策事業で電子申請可能な手続き」を参照し、別冊の該当する手続きの操作マニュアルを参照してください。

4.6. 申請を取り下げる

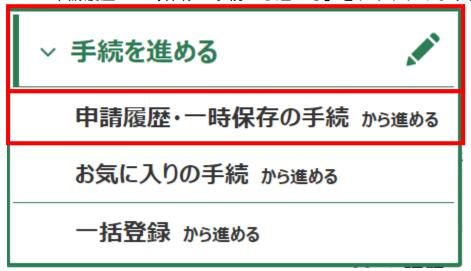
一度申請した内容は原則、修正することはできません。ただし、申請の取下 を行うことで修正が可能となります。

取下は申請先で受付がまだ行われていない状態(ステータスが「養鶏協会受付受付待ち」)であれば可能です。受付済の申請(ステータスが「養鶏協会受付中」)を修正したい場合は、日本養鶏協会に申請の差戻を連絡してください。

取り下げる方法は「個別取下」と「一括取下」があります。

(1) 個別取下

1. ホーム画面上部の「手続を進める」をクリックし、表示された一覧から 「申請履歴・一時保存の手続から進める」をクリックします。



2. 「申請履歴・一時保存の手続から進める」画面が表示されます。取り下げたい申請情報の「編集」列のボタンをクリックします。



3. 「手続の詳細」画面が表示されます。画面下部の「申請取下」ボタンをクリックします。



4. 「取下確認」画面が表示されます。「取下」ボタンをクリックします。



5. 「申請履歴・一時保存の手続から進める」画面に戻り、上部に「取下されました」と表示されます。

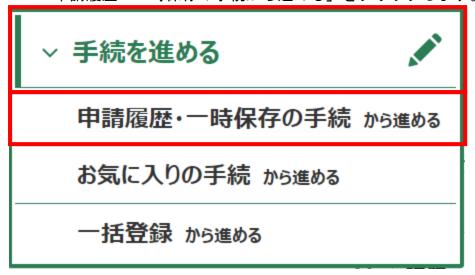


6. 取り下げた申請のステータスが「申請待ち」となります。



(2) 一括取下

1. ホーム画面上部の「手続を進める」をクリックし、表示された一覧から 「申請履歴・一時保存の手続から進める」をクリックします。



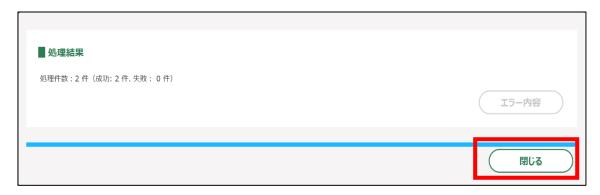
2. 「申請履歴・一時保存の手続から進める」画面が表示されます。 取り下げたい申請情報の左側の「□」にチェックし、「チェックしたものを 一括取下」ボタンをクリックします。



3. 「一括取下確認」画面が表示されます。「一括取下」ボタンをクリックします。



- 4. 「処理結果」画面が表示されます。処理結果を確認し、「閉じる」ボタンを クリックします。
 - ✓ 処理結果の「失敗件数」に数値がある場合は、エラー内容をご確認 ください。



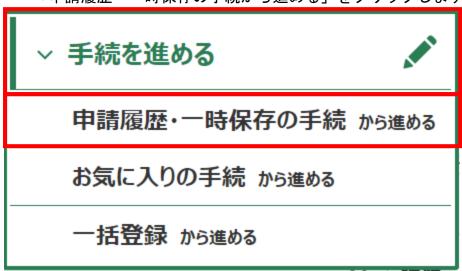
5. 取り下げた申請のステータスが「申請待ち」となります。



4.7. 申請情報の削除

申請する必要がなくなった申請情報を削除する手順です。ステータスが「申請待ち」の申請情報は、削除することができます。

1. ホーム画面上部の「手続を進める」をクリックし、表示された一覧から 「申請履歴・一時保存の手続から進める」をクリックします。



2. 「申請履歴・一時保存の手続から進める」画面が表示されます。削除したい申請情報の「編集」ボタンをクリックします。



3. 「手続の詳細」画面に申請内容が表示されます。削除対象の申請情報であることを確認した上で、画面下部の「削除」ボタンをクリックします。



4. 「削除確認」画面が表示されます。再度「削除」ボタンをクリックします。



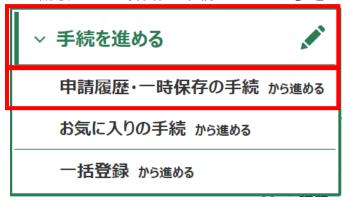
5. 正常に削除されると、「申請履歴・一時保存の手続から進める」画面に戻り、画面上部に「削除されました」と表示されます。



4.8. 審査状況を確認する

eMAFF で提出した申請の進捗状況を確認する手順を記載します。

1. ホーム画面上部の「手続を進める」をクリックし、表示された一覧から「申請履歴・一時保存の手続から進める」をクリックします。



- 2. 「申請履歴・一時保存の手続きから進める」画面が表示されます。「条件 を指定して検索する」をクリックし、確認したい申請の検索条件を入力 し、「検索」ボタンをクリックします。
 - √ 「完了している申請を表示する」にチェックを入れていない場合、申請が完了した申請が表示されませんのでご注意ください。



3. 検索条件の下に表示されている一覧の「ステータス」欄で、申請の進捗 状況を確認します。



主なステータスは以下になります。

ステータス	項目		
申請待ち	申請内容を入力して保存した状態になります。		
	このステータスの場合、まだ申請はされていませ		
	ん。また、申請の受付前に取り下げを行った場合		
	も、このステータスになります。		
(差戻)申請待ち	申請が差し戻された状態になります。		
	申請内容に何らかの問題があり、差し戻された場		
	合、このステータスになります。		
養鶏協会受付受付待	申請の受付を待っている状態になります。		
ち	申請直後は、このステータスになります。		
養鶏協会受付中	申請の受付が行われた状態(審査中の状態)になり		
	ます。		
修正確認待ち	審査者が申請内容の修正を行い、申請提出者に修正		
	内容の確認依頼が行われた状態になります。		
審査完了	申請が承認された状態になります。		
却下	申請が却下された状態になります。		

5. 申請情報の出力

申請情報の出力方法を「5.1. PDF 形式(帳票)での出力」・「5.3. 申請データの印刷」で記載しています。

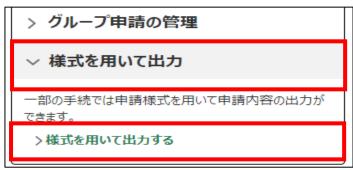
5.1. PDF 形式 (帳票) での出力

登録した申請情報を帳票形式の PDF で出力する方法を記載しています。

 画面右上の「▼」ボタンをクリックし、表示された一覧から「マイページ」 をクリックします。



2. 「マイページ」画面左側の「様式を用いて出力」をクリックし、「様式を用いて出力する」をクリックします。



- 3. 出力したい帳票の情報を入力し、「検索」ボタンをクリックします。
 - ✓ 「手続」欄は「制度」欄を入力することで入力可能になります。
 - ✓ 「申請年度」欄は、「手続」欄を入力することで入力可能になります。



- 4. 出力する帳票名の左端の「〇」をクリックします。
 - ✓ 一度の操作で複数の帳票を同時に出力することはできません。
 - <u>複数ページにわたる帳票の場合、ページごとに選択する仕組み</u>になっています。複数ページを選択し出力することはできません。ご注意ください。
 - ✓ 出力できる帳票のすべてのページに文書番号を記載しています。申請 情報を出力する際にご確認ください。
 - ・ 申請情報を絞り込みたい場合は、手順5を実施してください。絞り込まない場合は、手順6を実施してください。



5. 出力する申請を絞り込む場合は、画面下部の絞り込み条件を入力します。 絞り込み条件は以下の通りです。

項目		説明
文書番号		文書番号が一致する申請情報が帳票出力されま
		す。
法人名/屋号		法人名/屋号が一致する申請情報が帳票出力され
		ます。
申請年月日(開始)		開始から終了に入力した期間の申請情報が帳票
申請年月日(終了)		出力されます。
制度固有項目	[+][-]	項目を追加・削除できます。
	項目名	項目名を選択します。入力欄をクリックするとプ
		ルダウンから選択できます。
	項目値	「項目名」で選択した項目の値を入力します。



- 6. 「様式を用いて出力」ボタンをクリックします。
 - ✓ 条件に一致する申請情報がない場合は、エラーが表示されます。



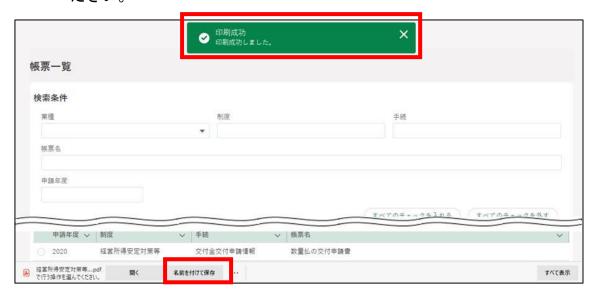
7. 「帳票出力確認」画面が表示されます。件数を確認し、「帳票出力」ボタンをクリックします。



8. 「印刷成功」と表示され、ファイル保存のダイアログが表示されます。「名前を付けて保存」ボタンをクリックすると、帳票(PDF ファイル)のダウンロードが開始します。

ポップアップがブロックされダウンロードができない場合は、「5.2.ポップアップブロックを許可する」を参照してください。

・ 帳票データの作成処理に時間がかかる場合は、手順 10 を参照してく ださい。



- 9. ダウンロードが完了した後、ダウンロードフォルダに帳票データが保存されていることを確認します。
- 10. 帳票データの作成処理に時間(30 秒以上)がかかる場合、以下のようなメッセージが表示されます。作成処理の完了後にダウンロード URL がホーム 画面の「通知」欄や電子メールで通知されます。

eMAFF は、続けて操作していただくことが可能です。



ホーム画面の「通知」欄からダウンロードする場合は、以下の手順を実施 してください。

① ホーム画面の「通知」欄で、「帳票ファイルダウンロード URL のお知らせ」の「詳細」列のボタンをクリックします。



② 通知内容が表示されます。表示されている URL をクリックします。 クリックするとダウンロードが開始されます。

■帳票ファイルダウンロ	ードURL のお	ら知らせ
逼知日付		発信元
2022/11/14	=	農林水産省 (広報評価課)
内容		
ファイルのダウンロード準備が完了 ファイル名: 森林環境保全整備 ダウンローFURL: https://		理論)_20221114213331
← <u>一覧∧戻る</u>		

5.2. ポップアップブロックを許可する

ファイルダウンロード時にポップアップがブロックされた場合に行う操作を ブラウザ別に記載します。ご使用のブラウザを参照してください。

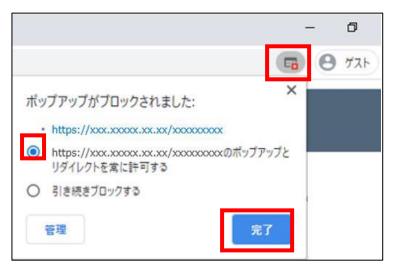
【Microsoft Edge の場合】

ポップアップがブロックされると、ブラウザ上部のアドレスバーの右端に、ポップアップブロックのアイコンが表示されます。アイコンをクリックして、「…のポップアップとリダイレクトを常に許可する」をチェックし、「完了」ボタンをクリックしてポップアップブロックを許可してください。



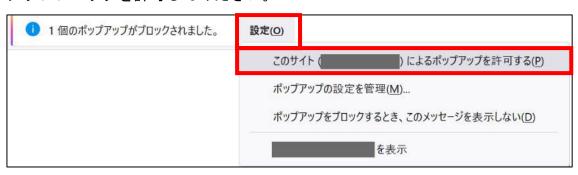
【Google Chrome の場合】

ポップアップがブロックされると、ブラウザ上部のアドレスバーの右端に、ポップアップブロックのアイコンが表示されます。アイコンをクリックして、「…のポップアップとリダイレクトを常に許可する」をチェックし、「完了」ボタンをクリックしてポップアップブロックを許可してください。



【Firefox の場合】

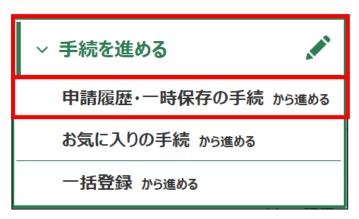
ポップアップがブロックされると、ブラウザ上部のアドレスバーの右端に、ポップアップブロックのメッセージが表示されます。「設定」をクリックして、「このサイト(…)によるポップアップを許可する」をクリックしてポップアップブロックを許可してください。



5.3. 申請データの印刷

eMAFF 上で各種申請手続きの「手続の詳細」画面を印刷する手順を記載します。

1. ホーム画面上部の「手続を進める」をクリックし、表示された一覧から 「申請履歴・一時保存の手続から進める」をクリックします。



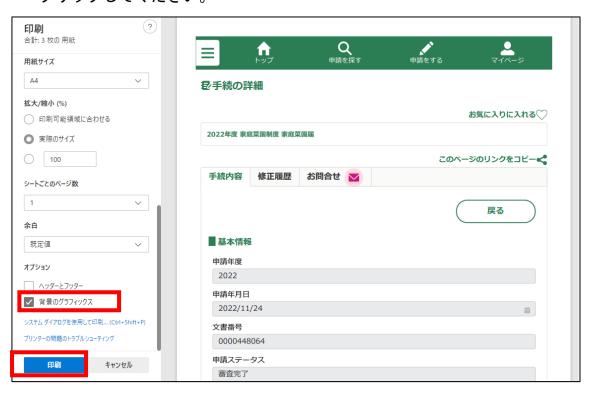
2. 一覧から印刷したい申請の右側になる「詳細」列のボタンをクリックします。



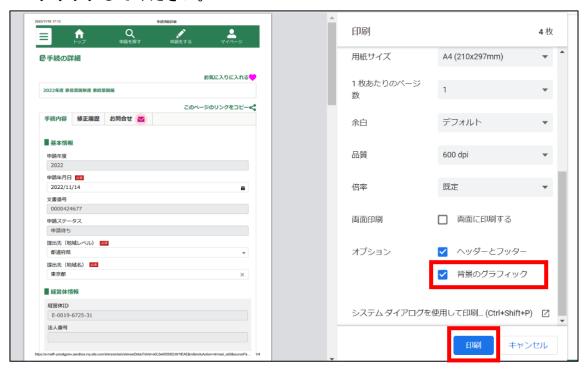
3. 「手続の詳細」画面が表示されます。画面下部にある「印刷」ボタンを クリックします。印刷オプション画面が表示されます。



【Microsoft Edge で印刷オプションを開いた場合】 「その他の設定」-「背景のグラフィック」にチェックを入れ、「印刷」を クリックしてください。



【Google Chrome で印刷オプションを開いた場合】 「詳細設定」-「背景のグラフィック」にチェックを入れ「印刷」ボタンを クリックしてください。



6. 通知を受け取る

申請に関しての各種通知は、ホーム画面の「通知」欄や電子メールで通知されます。

未読の通知は、左端に「●」が表示され、新規投稿から1週間以内は、「新着」欄に「New」と表示されます。

6.1.通知の種類

以下のように、通知には7つの種類があります。

「修正通知」が通知された場合は、「6.3.修正通知の操作手順」を参照してください。

\ /200°	
通知	説明
修正通知	審査者が申請を確認し、審査者が内容を修正した場合に受
	信する通知です。申請者は修正を確認し、修正が妥当かど
	うかを判断し回答します。
差戻通知	申請に不備等があり、差し戻された場合に受信する通知で
	す。申請者は差戻理由を確認の上、申請内容を確認・修正
	し、再度申請します。
承諾通知	審査の結果、申請が承諾された場合に受信する通知です。
	手続によっては承諾ではなく、受理等の場合もあります。
却下通知	審査の結果、申請が却下された場合に受信する通知です。
	却下された理由を確認してください。却下された申請を
	そのまま再申請することはできません。
申請照会通知・	審査者からお問合せ又は通知があった場合に受信する通知
申請照会回答	です。また、審査者に対して送信したお問合せの回答は
通知	「申請照会回答通知」になります。
経営体の管理者	経営体の管理者・副管理者から管理者権限が譲渡された場
権限の譲渡依頼	合に受信する通知です。依頼内容を確認し、承諾・不承諾
	を回答します。
申請済手続の	審査者から手続の情報提供依頼があった場合に受信する通
情報提供依頼	知です。
閲覧許可の依頼	審査者から経営体情報、申請情報及び台帳情報の閲覧許可
通知	を求められた場合に受信する通知です。審査者に対して送
	信した回答は「閲覧許可の依頼結果通知」になります。

6.2. 通知の確認手順

通知の確認手順を記載します。

1. ホーム画面の「通知一覧へ」をクリックします。



2. 確認したい通知の「詳細」ボタンをクリックします。



3. 「通知」の内容が表示されます。表示されている URL をクリックすると、対象の通知内容を確認できます。



6.3. 修正通知の操作手順

日本養鶏協会から提出した申請内容について「修正通知」が通知された場合の操作方法を記載します。修正通知のタイトルは、「〇〇修正通知」となります。

- 「6.2.通知の確認手順」を参照し、修正通知が届いた申請の画面を表示してください。
- (1) 修正内容を確認する
- 1. 「手続の詳細」画面で、「修正履歴」タブをクリックします。



2. 申請内容の修正履歴と、審査者が行った修正記録が表示されます。 修正履歴と修正記録を確認後、画面下部の「同意」又は「同意しない」ボ タンをクリックします。



- (2) 修正内容に同意する場合
- 1. 修正内容に同意する場合は、「同意」ボタンをクリックします。



2. 「同意確認」画面が表示されます。「同意」ボタンをクリックします。



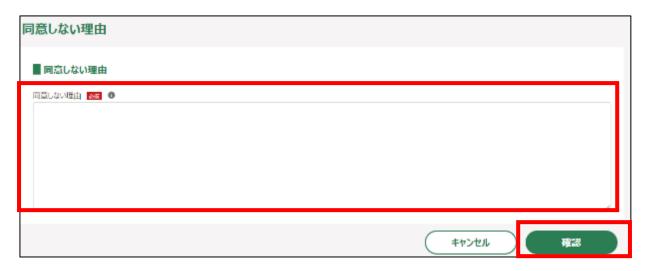
3. 画面上部に「結果を送信しました」が表示されます。修正を同意した申請のステータスが、「養鶏協会受付中」の状態になります。



- (3) 修正内容に同意しない場合
- 1. 修正内容に同意しない場合、「同意しない」ボタンをクリックします。



2. 「同意しない理由」画面が表示されます。「同意しない理由」項目に同意 しない理由を入力し、「確認」ボタンをクリックします。



3. 画面上部に「結果を送信しました」が表示されます。修正を同意しなかった申請のステータスが「養鶏協会受付中」の状態になります。



日本養鶏協会では、「同意しない理由」の確認と申請内容の審査が継続して行われます。